

契約の概要

共済期間

- ・共済期間は4月1日から3月31日までです。

共済掛金

- ・共済契約1口につき共済掛金は2,000円で、一括払となります。

加入基準

(1)火災共済および自然災害共済

- ・建物の再取得価額の基準額は、1坪あたり木造60万円・耐火造80万円・簡易建築30万円です。

(2)生命共済

- ・被共済者死亡によって配偶者または同一世帯に属するお子様が継承する場合は、継続契約に限り年齢制限の適用はございません。

保障内容(内面をご覧下さい)

火災共済の支払基準

- ・目的物件が火災・破裂・爆発により損害を受けた場合には、契約共済金額の範囲内で、損害割合(焼失の割合)に応じてお支払いします。ただし、組合が定める再取得価額を超える場合には、再取得価額を限度とします。

自然災害共済の支払基準

- ・目的物件が暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、落雷、雪崩れ、降雪及び降雹により損害を受けたときに支払基準に応じてお支払いします。
- ・床上浸水とは居室の床上浸水をいい、床下浸水とは居室に達しない浸水または店舗及び倉庫の床面以上の浸水をいい、浸水の高さは床面からの高さをいいます。

割り戻し金

- ・毎事業年度において剩余金が生じたときは、準備金等の積み立てを行った後、事業の利用割合に応じて割戻しを行います。請求期限経過後の利用分量割戻金は個人毎の出資金に振り替えて積み立てを行っています。出資金は脱退時に払い戻します。ただし、組合員資格を有する場合、当該事業年度終了後に払い戻します。

加入等の制限

- ・一契約者の最高加入口数は20口を限度とし、一建物について一契約者を原則とします。
- ・火災共済・自然災害共済において、次に掲げるものは、共済の目的に含まれておりません。
①商品・営業用機材 ②建物に付属する門、扉等の工作物 ③建物の基礎工事部分 ④空家、別荘 ⑤物置、納屋、小屋その他の附属建物 ⑥通貨、有価証券、貴金属、美術品、その他これらに準ずる物 ⑦自動車、自動二輪車、その他これらに準ずる物
- ・生命共済の契約において、入院中または寝たきり状態、癌・脳卒中(脳内出血・脳梗塞・膜下出血)・心筋梗塞により医師の診断を受け完治していない場合および70歳を超える場合は、新規契約及び増口契約はできません。
- ・火災共済・自然災害共済・生命共済は同時契約・同時解除となります。いずれかの共済だけを加入または解除することはできません。
- ・火災共済・自然災害共済・生命共済の契約口数は同口数となります。

中途加入

- ・年度の途中で加入または増口される方の掛金は、月割掛金にて加入することができます。

注意喚起情報

共済金の請求

- ・支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度について所属の地区組合へ連絡してください。保障期間内に発生した共済金の請求権は、共済金請求事由が発生してから3年を経過したときに時効となります。

届出の義務

- ・住所表示・所在地・増築等加入内容に変更が生じたとき、建物を30日以上引き続き空家もしくは無人にするとき、共済契約者および被共済者が改姓・改名したときは、至急所属の組合に連絡してください。届出がない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

共済契約の無効及び解除等について

(1)火災共済及び自然災害共済

- ・共済契約者が他人のために火災共済契約をしたときは、無効とします。
- ・共済契約当時、共済の目的たる物件が、既に共済金の支払い事由が発生していたときは、無効となります。

(2)生命共済

- ・被共済者の同意を得ていない契約は、無効となります。
- ・生命共済の被共済者の加入制限に抵触していた場合は、契約を解除します。

(3)共通事項

- ・申し込みまたは共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合は、契約を解除します。
- ・届出の義務を怠ったときは、契約を解除することができます。
- ・共済金の支払対象となる契約口数が20口を超えていたときは、その超過した口数については無効とします。

た口数については無効とします。

共済金の支払制限

(1)火災共済

- ・共済契約者および同一世帯に属する者の故意または重大な過失によって生じた支払事由の場合は、共済金はお支払いできません。
- ・同一の共済の目的物件に対して複数の共済契約等があるとき、この組合が支払うことになる共済金の額と他の共済契約等により支払われる共済金等の合計額が、この組合が算出する標準的な再取得価額を超える場合、その超過した部分の共済金はお支払いできません。

(2)自然災害共済

- ・建物の欠陥・老朽化等による雨漏り及び凍結による水管破裂による漏水による事故は、共済金はお支払いできません。
- ・共済期間中に支払われるべき共済金の額は、通常して共済金額を限度とします。
- ・同一原因の自然災害により支払総額が5千万円を超えると推定されるときは、支払額を制限します。

(3)火災共済及び自然災害共済

- ・地震・噴火・津波・戦争その他の変乱による目的物件の火災及び損壊については、共済金はお支払いできません。
- ・異なる複数の原因による損害があった場合で先に発生した損害を修復していないときは、1回の損害とみなして最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。

(4)生命共済

- ・共済契約者または共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたときは、共済金はお支払いできません。
- ・新たに被共済者となった者が1年以内に自殺したとき、または申込時の既往症により、保障開始日から90日以内に死亡したときは、共済金はお支払いできません。(新たに増口した部分も同様です。)
- ・新たに被共済者となった者が申込時の既往症により、保障開始日から90日を超えて1年以内に死亡したときは、共済金の半額をお支払いします。(新たに増口した部分も同様です。)
- ・地震・噴火・津波・戦争その他の変乱による死亡したときは、共済金はお支払いできません。
- ・火災・交通事故死共済金及び火災・交通事故入院見舞金において、無免許・飲酒運転中の事故、地震・噴火・津波・洪水・暴風等の天災および戦争その他の変乱による事故、被共済者の闘争・自殺行為・犯罪行為・重大な過失による事故は、共済金はお支払いできません。
- ・前年度被共済者が死亡した場合は、生命共済は新規契約扱いとなります。
- ・被共済者が死亡したときに生命共済契約は消滅します。

(5)自然災害及び灾害見舞金

- ・自然災害共済金及び灾害見舞金の共済金のお支払いは、実損額を限度とします。

その他

- ・継続加入は、3月31日までに共済契約が成立している場合をいい、それ以後の契約は新規扱いとなります。
- ・4月1日以降に加入した場合、共済の効力の発生は、組合に加入申込書が送付され、併せて、掛金が組合に到着した日の翌日午前零時からとなります。
- ・同一年度内に生命共済の被共済者を変更することはできません。
- ・共済契約解除の場合、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額24分の1を乗じて得た金額を払い戻します。
- ・生命共済の受取人は、特段の指定がない場合には、共済契約者となります。共済契約者と被共済者が同一の場合は、共済契約者の配偶者、同一世帯に属する契約者の子(以下、労働基準法施行規則42条の規定準用)の順序となります。
- ・契約期間が1年間の短期契約のため、クーリングオフの適用はありません。

その他

災害見舞金

- ・72時間以内に生じた地震等または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- ・同一原因による大規模な災害の見舞金支払総額が5千万円を超えると推定されるときは、支払額を制限することがあります。
- ・共済契約者または共済契約者の同一世帯に属する者が所有もしくは運転する車両による損害は、見舞金をお支払いできません。
- ・異なる複数の原因による損害があった場合で先に発生した損害を修復していないときは、1回の損害とみなして最終的な損害の程度に基づき共済金をお支払いします。

個人情報のお取り扱い

- ・共済契約に関する個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号)は、事業の健全な運営、当組合と団体取扱契約を締結しているアメリカンファミリー生命保険会社及び三井住友海上火災保険(株)(以下、保険会社)の保険商品・サービスの紹介等の目的のために保険会社または募集代理店に適時データ送信にて提供します。提供の停止を請求する場合は本組合までお申し出下さい。請求がない場合は同意しているものとして取扱います。また、共済金のお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、他の共済団体等と情報を共同利用する場合があります。

7つの保障が貴方を守る総合共済



平成28年度版

年間4万円で、最高2,160万円の保障!

(20口加入時、含臨時費用8%)



罹災者の立場に立った親身な対応

(厚生労働大臣認可創立昭和24年)

全国酒販生活協同組合

東京都目黒区中目黒 2-1-27 TEL.03-3714-0175

<http://www.shuhanseikyo.org>

7つの保障が貴方を守る総合共済 酒販共済

保障期間

4月1日～3月31日

(中途加入は掛金送金日の翌日午前零時から3月31日)

掛金

1口2,000円

最高限度 20口

※掛金は一括払い込みとなります。

共済金

(1口あたり)

火災 100万円(掛金1,150円)

自然災害 5万円(掛金160円)

生命普通死亡 1～2万円(掛金690円)

火災・交通事故死亡 5万円

火災・交通事故入院見舞金 3千円

いつ起こるか分からぬ災害・事故。そんなもしもからあなたを守ります。

共済契約者を守る7つの保障

保障金額

対象・支払条件

備考



火災共済

共済の目的物件が火災・破裂・爆発によって損害を受けたとき。

【最高保障額】(20口加入の場合)

共済金 **2,000万円**
+
臨時費用 **160万円**

- 対象物件**
建物・活動産で加入者が所有又は、同一世帯の親族が使用する物件。
- 評価基準**
建物は再取得価額を基準に評価します。
- 査定基準**
支払う共済金の額は、加入口数に応じた損害割合(焼失の割合)で算出します。
- 臨時費用**
火災共済金に上乗せして給付金の8%をお支払いします。

- ① 請求添付資料：消防署長の罹災証明書、写真
- ② 対象物件が同一敷地内に住宅、倉庫等が各々独立してある場合、物件ごとに加入してください。
- ③ 一口あたり、全焼で100万円(全焼以外は、焼失割合に応じてお支払いします)。
- ④ 消防署の証明書が発行されない軽微な事故の場合、臨時費用保障の対象外となります。
- ⑤ 破壊消防は、火災の場合の半額給付となります。



自然災害共済

共済の目的物件が風水害や雪害などの自然災害によって損害を受けたとき。(地震・噴火・津波を除く)

【最高保障額】(20口加入の場合) **100万円**

損害の区分	損害程度	共済金
全壊・流失	目的物件の80%以上を損壊	100万円
大規模半壊	50%以上80%未満を損壊	60万円
半壊	20%以上50%未満を損壊	30万円
	100万円以上の損害の場合	16万円
一部損壊 (20%未満) の損害	50万円以上100万円未満 の損害の場合	10万円
	6万円以上50万円未満の損 害の場合	6万円
浸水被害	床上浸水または床下浸水 45cm以上の場合	16万円
	床下浸水45cm未満の場合	6万円

- 査定基準**
支払う共済金の額は、加入口数に応じた損害程度(被害の程度)により、共済金をお支払いします。

- ① 請求添付資料：市町村長の罹災証明書、写真
- ② 損害額が6万円未満は免責となります。
- ③ 建物に付属している従物(庇・桶・ベランダ等)のみの損壊は1口あたり5千円、落雷による家電・電気製品のみの損壊は1口あたり3千円を限度として、共済金をお支払いします。
- ④ 1口あたりの共済金は全壊・流失で5万円(全壊・流失以外は、損害程度に応じてお支払いします)。



生命共済

被共済者が死亡または所定の入院をしたとき。

【最高保障額】(20口加入の場合)

	年齢	共済金
普通死亡	64歳以下	40万円
	65～79歳	30万円
	80歳以上	20万円
火災・交通事故死亡	全年齢	100万円
火災・交通事故入院見舞金	全年齢	6万円

*1口あたりの共済金は上記共済金の20分の1になります。

支払基準

- 普通死亡共済金は、共済契約の効力が生じた日の年齢に応じて共済金をお支払いします。
- 火災・交通事故死亡共済金は、日本国内において火災事故または交通事故を直接の原因として180日以内に死亡したときに共済金をお支払いします。
- 火災・交通事故入院見舞金は、日本国内において火災事故または交通事故を直接の原因として5日以上継続して入院した場合に共済金をお支払いします。

① 請求添付資料:

- 【普通死亡】医師の死亡診断書又は死体検案書
- 【火災・交通事故死亡】医師の死亡診断書又は死体検案書、火災・交通事故である証明書
- 【火災・交通事故入院見舞金】医師の診断書、火災・交通事故である証明書
- ② 生命共済の被共済者は、契約者とします。ただし、新規契約者及び増口契約者が、入院中または寝たきり状態、癌・脳卒中(脳内出血・脳梗塞・くも膜下出血)・心筋梗塞により医師の診断を受け完治していない場合および70歳を超える場合は、契約者の配偶者または同一世帯に属する子供のなかから70歳以下の被共済者(共済金の支払に関し危険が測定できるような重症者を除く)を定めてください。
- ③ 交通事故とは、交通機関との衝突・接触等による事故、運行中の交通機関に搭乗中の不慮の事故、改札内の交通機関の乗降場構内の不慮の事故、道路通行中の工作物等の倒壊または落下、崖・土砂崩れまたは岩石等の落下をいいます。
- ④ 交通機関とは、自動車、原動機付自転車、自転車、電車、船舶、航空機、モノレール、ケーブルカー・エレベーターなどをいいます。



地震災害見舞金

共済の目的物件が、地震・噴火・津波によって損害を受けたとき。

【最高支給額】(20口加入の場合)

20万円

- 支払基準
共済の目的物件(建物・活動産合わせて)に100万円以上の損害があつたときに見舞金をお支払いします。
※契約期間内に支払われる見舞金は1事故に限ります。

- ① 請求添付資料：災害証明書、写真
- ② 一口あたり、「半壊以上の損壊」の場合は1万円、「半壊未満の損壊」の場合は5千円の支給となります。

地震災害・車両飛込は、任意積立金よりお支払いします。
大災害の場合は、災害の状況に応じて支払額等を設定することができます。



車両飛込見舞金

共済の目的物件が、車両によって損害を受けたとき。

【最高支給額】(20口加入の場合)

4万円

- 支払基準
原動機付車両によって共済の目的物件に損害を受けたとき、お支払いします。

- ① 請求添付資料：交通安全センターの事故証明書、写真
- ② 一口あたり、2千円の支給となります。

酒販共済は罹災者の立場に立って、親身に応対いたします。

お申し込み・お問い合わせは、各地の組合、または全国酒販生活協同組合(☎03-3714-0175)までご連絡ください。

加入資格

質権設定

酒類販売業(小売・卸・生産)の業者・従業員並びに酒類販売業者が組織している団体に勤務している方。(生命共済の新規・増口加入年齢の制限は70歳)新規に加入する方は、出資金50円が必要となります。

共済契約者が新築や増改築のために金融機関に共済金額の範囲内で質権設定を行うことができます。金融機関の借入返済が完了するまで毎年更新(4月1日)を行うこととなります。